

2006年9月 No.463

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…施設での衣食住を考える
～「生きる意欲」を生み出す環境づくり
- 4・5面…地域福祉権利擁護事業アドバイザー
からのメッセージ③
- 6面…ぷらっとホーム
ボランティアサークル「めだか」
- 8面…障害者自立支援法についておもうこと②



丹波町／琴涌

もえくさ

▼七月十五日以降の梅雨前線による大雨は、気象庁によって「平成十八年七月豪雨」と命名された。命名されるのは「顕著な災害」で、今回は浸水家屋が多かった。メキシコ海流にも異変があるようで、何かおかしい。▼それについても日本はどうしてこんな国になってしまったのか。秋田県での連続児童殺人事件、奈良県での母子放火殺人事件、痛ましい事件が続く。一部の日本を代表する企業に「偽装請負」。その働き手は二十〜三十代で、まさに労働力の使

い捨てとの報道もあった。▼我が国の財政もひどい状況だ。単年度の収入の四割が借金。国債残高は税収の十二年分で、国民一人当たり四百二十四万円。高齢化が急速に進展し、少子化には歯止めがかからない。働く世代(二十歳〜六十四歳)と高齢者(六十五歳〜)との割合は二〇二五年には一・九対一になるという(HPP「日本の財政を考える」より)。競争原理が支配する格差社会、かつての無定見な財政支出が、日本をこんなにした要因に違いない。▼そして我々社会福祉の現場には、こう説かれる。「持続可能な制度設計とすることが…」。もとより、社会福祉施策は社会のセイフティネットだから安定的で持続可能な制度設計とするには何らの異論もない。しかし、こうした言い分が、今日の競争社会、格差社会における、弱者につけをまわそうとする議論に何かしら聞こえてしまうのは私だけなのだろうか。▼今、重大関心事は障害者自立支援法の対応である。施設利用者にとって、自宅で家族とふれあうプログラムが組まれることは、社会参画・自立の視点からは極めて有効と思う。しかし、施設は経営が立ちゆかないほど減収となる。▼我々社会福祉現場にある者は、あの笑顔や小さな達成感を縦につなぎ、小さな怒りを押し込みそれを横につないできた。がんばる明日への糧、制度改善のエネルギーとしてきた。市町村や府や団体や個人に発信が必要だ。「もえくさ」も社会福祉の現場を、意見を、府民に向けてさらに発信していきたい。

「生きる意欲」を生み出す環境づくり

「生活」の意味を考える

株式会社 莫設計同人 代表取締役

松村正希さん

今号では「住」をテーマとして、全国各地の社会福祉施設の建築・設計に多く関わっておられる京都府在住の建築家の松村正希さんにお話を伺いました。

そもそも、松村さんと社会福祉施設との関わりは、高校を卒業し、設計事務所就職された三十年ほど前に始まったとお話でした。その当時から、すでに松村さんは、

「社会福祉分野の建築をやりたい」という思いをいただき、「これからの建築は社会福祉分野に重点を置いて考えるべきではないか」と提案をしていました。しかし、当時

の建築業界では、まだまだ社会福祉分野に関心を示す人は少ないのが現状でした。そうした時、障害をもつ子ども達に関心を持っていたことから、社会福祉分野の勉強のために、全国の重症心身障害児施設を一人で訪ねられ、そこで施設での住環境に対するいろいろな問題意識を深めていかれました。

【生きる意欲】

高齢者や障害者の施設で、「生活の再構築」や「生活の見直し」という言葉がよく使われますが、その「生活」の中身について、十人の人に聞くと十人とも違う答えが出てきます。では、その「生活」とはどのようなものなのでしょう？ 私達は「生活」

について、きちんと説明ができるでしょうか？松村さんは言います。「生活」とは生きる営みそのもの。「生」はすなわち生命の維持。具体的には「食べる・寝る・出す（排泄する）」です。「活」とは、人として役割（仕事・関わり）があり社会に関わること…。この「生」と「活」の精神活動が連動的に行なわれることである」と。

「食べる・寝る・出す」のどれか一つでも調整がうまくいかなかった時、それは人の「死」につながってしまいます。「生きよう」という本能があり、生理的現象として「お腹が減る」「食べないと死んでしまう」。「生きる」という指令を脳が発し、だからお腹が空く。ちゃんと食べられると生きる意欲が絶対に出てくるんです」と語られます。

人間にとって食の行為は、日々の生活の中で、達成感や満足感を与えてくれる重要な行為です。食事を作ることや皆と一緒に食卓を囲み、皆と一緒に食べることは、社会の中で自分の役割を感じ、人と人との意思疎通が図られ、「コミュニケーション」が広がり、これらを通して「心の発達」へとつながっていきます。

食事前後の行為は、生活の質を左右し、適切な食事の摂取は、生きる意欲の向上につながっていくと考えられています。「普通の暮らしや生活」を支える要として「食・生きる力」という視点が重要だと松村さんは考えます。



松村正希（まつむら まさき）さん
（株式会社 莫設計同人 代表取締役）

1948年生れ。1983年莫設計同人設立代表となる。1988年株式会社へ改組。代表取締役に就任され現在に至る。5年前に福井大学大学院へ入学。今年「高齢者、障害者グループホーム型居住施設に関する実践的研究～認知症高齢者、重度障害者の食と住環境に関する仮説と検証～」をテーマに工学博士号を授与される。福祉施設（特に高齢者、障害者、子どものためのもの）を多く手掛け、京都府内でも数多く手掛けている。

【食と環境】

大脳生理学では、「生きる意欲」を生み出す脳の領域と「食べる」領域と「性」の領域は近い領域であるということが示されています。このことに松村さんは早くから注目をされ、また、平行して、引きこもりや不登校の研究をされている研究者の著書から、「食と環境」について大きなヒントを得たといえます。「不登校や引きこもりの人が、食べることによって、元気が出てくる。ただ食べることだけでなく、その周りにある環境によって変化をする」とその著書には書かれていました。

「食」は、準備から後片付けまでの一連の作業を通して人間の五感（視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚）を刺激します。そういう意味でも「家」の中でも特に「台所周り」は、五感を刺激する重要な環境でもあります。また「台所周り」は私達にとっても落ち着く空間でもあり、自然と皆が寄り、集まってきます。その環境がいかにあるべきかによって、「食」に対して興味が沸き、「食べる」ことにつながっていきます。「食べること」は、さらには「生きる意欲」にもつながっていくのです。

「家」は、精神的、物理的、社会的に優れた場所です。人として生きるために必要な環

境が備わっていて、自分が主人公として活躍できる舞台となります。こうしたことから「生きる力」を生み出すために「住環境」は重要なのです。そして、その中でも「食」に関わる環境は、人が人として「生活」するための重要なポイントなのです。

【これまでの実践から】

グループホーム型や全室個室という考えが、まだ日本に広まっていなかった頃から、すでに松村さんはグループホーム型での入所施設的设计・建築を提案していました。「食と環境」に観点を置いた施設づくりの第一号は、埼玉での身体障害者療養施設です。グループホームの住環境を作り、そこで調理の人が利用者の目の前で三食を作るということをやってみようという提案をし、実践がスタートしました。ハード面を松村さんが考え、ソフト面では施設の全職員が

試行錯誤をしながら実践が積み重ねられていきました。

そしてその実践により、これまで口から食を取ったことのなかった利用者が、自分

で食べて仕事に励むようになったそうです。そして、その利用者のお母さんからも「朝起きると、包丁の音が聞こえる。今日も生きていくという感覚を持ったのでしよう」という生きる意欲の向上を喜ぶ手紙が松村さんのもとに寄せられました。また何よりも口から食を取ることで、風邪を引かなくなったことが、実践を通して証明されるようになったといえます。

この障害者施設での「食と環境」の実践が、次には高齢者施設へとつながっていきました。高齢者分野での第一号が前号で紹介した第二丹後園です。

【「生きる」ことの意味から個別ケアを考える】

「住環境」を考える上で、近年の社会福



第二丹後園
所在地：京丹後市網野町
特別養護老人ホーム（2005年8月竣工）



ぶらり嵐山
所在地：京都市右京区
授産製品展示販売所（2001年3月竣工）



ほのほの屋（カフェレストラン）
所在地：舞鶴市
精神障害者授産施設（2002年4月竣工）

福祉施設では「ユニットケア」へと「生活の単位」が変わってきています。では「ユニットケア」はどのようなものなのでしょう？小さく部屋を区切ることで、ケアをすればいいということではありません。「効果的でない構造のところもある」と松村さんはいいます。「小さく区切ることはいいが、そこで行なわれている『ケア』そのものがどのようなものなのか？『生活』という観点から考えていかなければならない」といいます。

例えば、女性の高齢者の場合、「自分の下着は他人に触ってほしくない」と感じる人が多いと思います。介助者が男性職員な

らば、なおさらその思いは強くなるのではないでしょうか。そうしたことに配慮した環境をどのように作るのか？第二丹後園では、自分で洗濯ができるように各ユニットに一台づつ、洗濯機が設置されています。ひとり一人の生活をどのように大切にするのか。それが「生活の単位」ですとこれまでの実践から話されます。

【新しい福祉施設づくり】

例えば、女性の高齢者の場合、「自分の下着は他人に触ってほしくない」と感じる人が多いと思います。介助者が男性職員な

を行なうには「グループホーム」即ち「家」の設え（しつらえ）が大事です。ユニットケアを支える「家」は「グループホーム」が集まって、お互いを助け合う「集落」。「街」「施設」ができあがり、そこには、広場や市場があり、賑わいが生れてきます。松村さんは、これからの新しい福祉施設づくりとして、特別養護老人ホームとは切り離れたかたちで民家でのデイサービスセンターやウェディングパーティーができるイタリアンレストランを併設した高齢者福祉施設を考えられています。また、全国各地の人が集まり、発達障害の子ども達を元気にするような施設も市民運動で作られて

もいます。「その地域、地域で味付けは異なりますが、若い人、子ども達が集まれる。それによっていい環境ができあがっていく。地域の特徴を活かした施設づくりが重要です」と語ります。これらの新しい取り組みの根底には、「食べる」ことは「生きる意欲」の源、また「生活を支える『家』」という視点が大切にされています。

「新しいことにチャレンジするときには、いろいろな制度上の規制もあるが、信念を貫くだけです」と松村さんは語られています。

地域福祉権利擁護事業アドバイザーからのメッセージ③

関係者の連携で、より質の高い支援を

山城ブロックアドバイザー 宇治市社会福祉協議会 弘中 奈都子

専門員としての活動

私が、地域福祉権利擁護事業の専門員を受け継いでから約三年たちました。

今年度から事業が市町村社協の実施に変わり、アドバイザー社協（今年度限）の役目を担っています。

現在も、必要に応じて市町村社協の専門

員・担当者とともに、ご本人の自宅に訪問

し、ご本人の意思の確認、契約締結能力の確認のためのインタビューや具体的調査、調整を行い、地元の福祉・医療・行政関係者や住民の人たちとともに対象者を支援していく方策について意見を交換、関係者との連携、複数の市町村社協との協働作業を

行ってきました。

この相談が持ち込まれるのは、圧倒的に初め、ご本人に面接させていたかどうか、

あなたには、今事業を利用されることで、より安心した生活をおくることができますと

行っています。

「新しいことにチャレンジするときには、いろいろな制度上の規制もあるが、信念を貫くだけです」と松村さんは語られています。

「この事業の利用には、本人と社協の契約の締結が不可欠です。くり返し、くり返し意思の確認をします。『手を代え品を代え説明』します。ご本人との信頼関係を築くことができるようになるまで、訪問をくり返します。その間に、その人を取り巻く関係者も情報交換し合い、息をだんだん合わせていくのです。

契約締結をして、支援が開始された後もそれは続きます。

対象者への援助について

この事業の対象者について認知症、物忘れのある人、知的障がい、精神障がいのあ

る人で、福祉サービスを利用するための手続がよく分からなかったり、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な人、と なっていますが、最近、それだけではく 足りない利用対象者への援助が増えてい ます。

援助を要するといっても、その状態に至 るまでの理由も様々です。年齢や家族関係、 近隣との関係、生活歴、その人の考え方な ど、その他にも様々な要因があると思われ ます。

訪問を重ね、その人のことを知っていく につれ、様々な人生があることに驚いたり、 自分の価値観が揺らいでしまいそうだと感 じることがたびたびです。

思い浮かぶ対象者の人たち

近頃、私の頭の中で思い浮かぶ人たちが います。

独居の六十歳代後半の男性。軽い認知症 の方です。

通信販売での無計画な買物や旅行をした いためにヤミ金で借金をしようとして、自 分の生活の基盤を自ら壊すような事態を招 く可能性があります。本人のそんな考え方 に加え、その人に近寄ってくるのは、何 とかお金に絡んで利用できないか”という 魂胆のある人たちだと映りました。その人 たちは、年金に関する重要書類を本人の手 元から切り離したり、本人にゆかりのない 人間の養子縁組を持ちかけたり、本人名義 の口座を複数の金融機関で開設させたりと

落ち着かない状況です。本人自身は、その ような人たちとの関わりを悪く思っていない ところがあります。

また、最近、契約の準備として訪問を続 けている人で八十歳代の男性がいます。理 由は定かではありませんが、独居状態で家族 の音信は全くない状態です。子どもがおら れることは確かです。今の状態に何故なっ てしまったかを伺う必要性があるので、お 尋ねするのですが、「わからん」と言われ るだけです。それは、どういう事態なのか が理解できない「わからん」なのか、突き 詰めて考えたくないという諦めのような「わ からん」なのか、どういう意味なのでしょう か。室内での伝い歩きは可能ながら、外 出は全くなく、近隣の人の訪問もほとんど といっていない状態で、日々過ごしておられ ます。

訪問を重ねるうち、陽が当たっていた時 代といえる若い時に就いておられた仕事の ことを少しずつではあるのですが、お話し されるようになりました。そのことを話す 時は、表情や眼の輝きがいつもとは違うな あと感じます。自分の中で封印しているこ とがあるのだろうと思います。

ある高齢の女性は、分かっているだけで も十数業者の悪質リフォーム業者と中には 業者を装った者からも含めて、高額な損害 を受けていたことがわかりました。仕事も されている「自立」状態の人ですが、自己 主張をされない性格で独居の方でした。他 府県から移ってこられ気軽に相談が出来る

人が身近におられない人でもありました。 いろんな人と接して共通して浮かぶ言葉、 それは「さびしさ」です。それは何から生 まれるのでしょうか？

それを感じて、考えてしまうことは、余 計なお世話だと叱られるでしょうか？

市町村社協が実施するという制度に移り、 市町村社協が実施するということに

での地域生活支援 が可能な体制にな りました。柔軟にズームレンズを調 節して、個人が抱 えている課題や、 共通の課題を見つ け出し焦点を当て ていってほしいと 思います。

これだけは、お 伝えしたいのです が、重い課題も一 つひとつの関係機 関が十分に力を発 揮し、関係者同士 のつながりが良好 な関係であれば負 担が軽くなります。 重たい荷物を関係 者みんなで持つこ とによって余裕も

生まれ、より質の高い支援が可能になるこ とを実感しています。また、その反対もで

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

市町村社協が実施するということに

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

社会福祉施設の
さまざまなリスクに対応

● 安全・健全な施設運営のために! ●

プラン1

施設の業務中事故
賠償補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任を負わない際の
見舞補償も充実

プラン2

滞在型施設利用者
傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン3

通所型施設利用者
傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症(熱射病・日射病)も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン4

施設送迎車搭乗中の
傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問

プラン5

施設職員に対する3つの補償

- 全職員対象の政府労災上乗せ補償
- 役員員や実習生を対象とした傷害事故補償
- 常勤・非常勤職員を対象とした
感染症罹患事故補償

プラン6

施設の什器・備品
損害補償

- 施設の現金等も対象

プラン7

個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合
(恐れのある場合も含む)の損害賠償金額を補償します。

<p>補償内容</p> <p>第三者への損害賠償 法律上の損害賠償金 弁護士費用等の争訟費用</p>	<p>ブランド価値のき損を防止・縮減</p> <p>謝罪会見・広告・文書費用 見舞品購入費用</p>	<p>ブランド価値のき損を防止・縮減</p> <p>クレーム対応費用 コンサルティング費用</p>
---	---	--

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定運行費用保険」「動産総合保険」)です。

詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店

作成日 平成16年3月27日 SJ05-13974

5

ぷらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



ボランティアサークル「めだか」

高齢者も障害のある方も

水中運動を楽しむことを援助する

平成十八年度独立行政法人福祉医療機構「地方分」助成(障害者スポーツ支援基金)対象事業

今回、取材させていただいた「めだか」

は身体障害者や高齢者の水中運動の指導事業をしているボランティアグループです。

会長の宮谷忠雄さんにお話をうかがいまし

た。

まず、はじめに「めだか」は次の四項目の目的を掲げ活動しております。

1 虚弱な高齢者、身体障害者が水中運動(水

泳、水中歩行)を楽しむ事を援助する

2 対象者の諸問題を学ぶ

3 対象者及びその家族との交流を図る

4 対象者の心肺機能、筋力、バランス感覚

の回復を図り、介護予防の一翼を担う

各項目についてお聞きすると、目的の

一番目の「水中運動を楽しむことを援助する」

として、午前中は膝痛や股関節痛を持った

高齢者を中心に、足の筋肉・腹筋・背筋な

どの筋力トレーニングを目的としたメニュー

を行っています。午後は様々な障害や病

気を抱えた人(下半身麻痺・脳性麻痺・右

半身麻痺等)と比較的元気な人との混合で

す。元気な人は、自分で自由に泳いでもら

います。重度の障害や難病を抱えた人には、

スタッフが各人についてそれぞれにあった

運動をします。

一番目の項目の「諸問題を学ぶ」ことの

目的は、対象者の障害や病気をよく知り、

対象者の痛みや苦しみを少しでも分かち合

おうとするものです。

三番目の項目の「家族との交流を図る」

とは、介護をしておられるご家族のご苦労

を知り、ご家族の苦勞の一部でも分かち合

■めだかプロフィール

代表：宮谷忠雄 / 設立：平成17年5月 / メンバー：13名
活動場所：向日市民温水プール、
毎週月曜日(第4月曜日を除く)
連絡先：TEL 075 (931) 6502、
E-mail: rockys_26018@ybb.ne.jp

■ボランティアスタッフを募集しています。

ボランティアサークル「めだか」ではボランティアスタッフを募集しています。少し泳げる方ならどなたでもできます。ぜひ、ご協力ください。
問い合わせは代表の宮谷忠雄まで

うことを目的としています。

四番目の項目の「介護予防の一翼を担う」

というのは「めだか」の大きな目標です。

ともすると重度の障害になられた人に目が

行きがちですが、「障害者になる一歩手前

で「めだか」に入っていたいただき、体力を付

けて「めだか」を卒業して頂きたい。スタッ

フ一同「めだか」の卒業生が出ることを

一番望んでいます」とのことでした。

グループ立ち上げの動機は？

「利用者の皆さんに継続して指導をしていこうと思うと、やはりグループで支えあっていく必要があります、サークルとして活動

独立行政法人 福祉医療機構「地方分」助成とは

地域で活動するボランティア団体等民間の地域の実情に即したきめ細かな事業に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進および社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とした助成事業。

平成19年度助成事業の申請応募期間
平成18年9月1日から平成18年10月31日まで(当日消印有効)。
問い合わせ先：京都府社協地域福祉・ボランティア振興課
TEL：075-252-6294



ボランティアスタッフのメンバー (前列右端が宮谷さん)

していくことが大切であると思いました。個人で活動していると、自分が休むとどうしても対象者の方に迷惑がかかってしまう。また、自分の体力や年齢を考えると自分一人ではできないと思ったからです。」と宮谷さんは語ります。

さらに、ボランティア活動の原点をお聞きすると、宮谷さんのお母さんが視覚障害者であり、小さい頃から障害を持った方と接する機会が多かったこと。また、ご自身が障害を持たれたことが大きく影響しているとのことでした。強調されていたのは、「障害を持つ人にもっと運動してもらいたい。体を動かしてもらい、喜んでもらえる」と励みになります。悩みや不安を抱えてい

る人はたくさんいます。そういう人にこそ是非ここに来てもらってストレスを発散してほしい」と話されました。

活動を続けていく上での苦しい点は？

「最初は六人のスタッフでスタートしました。今では常時来れる人は九人程度です。やはり一五名位のスタッフが欲しい。人手が不足している状況です」とのこと。もう一つの課題として、スタッフの更なるスキルアップを図りたいとのことでした。

また「めだか」は向日市のボランティアサークルですが、市内外からの会員および

ボランティアスタッフを募集中とのことでした。

障害者スポーツ全般への要望として

「障害者に対する一般の人の理解がまだまだ得られていないように思います。また認識も低く感じます。みんながその人の苦しみを共有できる社会にしたい。二十年程前と比べると認識もかなり変わってきてはいますが、やはり、その人の悩みを共有しようという姿勢がほしいですね」と話します。

ちなみに「めだか」の名前の由来は、先生も生徒も立場は一緒。縦の関係ではなく横の関係でありたい。そういう思いを込めて名づけました」とのことでした。

会員の方から話をうかがいました

(高齢者の方)

・これまで杖をつけて歩いていましたが、水泳をするようになってからは使わなくなりました。腰痛が治った。動作が機敏になった。通い始めて一年未満ですが、週に一回ですが、具合がかなり良くなりました。先生の指導も楽しくて、各会員の身体レベルに合わせて指導していただけるので毎回楽しみです。まだ経験したことがない人も老化予防には非プールに来られるとよいと思います。

(障害者の方)

・水に入ることでリラックスでき、良い機



能訓練にもなる。体が軽くなり、一日がラクに過ごせるようになりました。

などの声に現れているように、皆さん、かなり「めだか」での効果が表れている様子でした。

毎回、水泳指導の後にはスタッフミーティングをし、各会員の記録をとって情報を共有しておられる点に関してもスタッフの皆さんの情熱や責任感の強さを感じました。今回の取材を通して、スタッフも会員の皆さんも水の中では本当にイキイキされていること、信頼関係がきっちりできているということ、障害者スポーツという取組みを通じて、人と人との交流を図り、高め合うことの大切さを改めて感じました。

リレートーク

② 障害者自立支援法についておもうこと

地域生活を支えるためにもう一度見直しを

NPO法人京都頸椎損傷者連絡会 理事 小森 猛

法施行で見えてきたもの

とうとう障害者自立支援法が施行されました。これまで当事者をはじめ関係者団体が抗議の声を上げてきましたが、当初から指摘されていた様々な問題が出てきています。障害のある人が病院や施設を出て地域で暮らす、就労を支援する、などそこに謳われていることはとても美しいことです。しかし、実際地域で暮らすとうしても、自分が帰ろうとしている地域には住む場所もない、日中活動する場もない、就職もできない、利用できるサービスは限られているという現状では、障害を持つ人は結局家族の世話になり、外出するのをあきらめて家に閉じこもっているしかないでしょう。現に今ある社会の差別や偏見をなくしていかなくては、障害を持つ人の地域生活は成り立たないのです。この法律の、理想と現実の乖離に国は気づいているのかいらないのか……気づかないはずはないと思うのですが、国にお金がないという理由で強引に障害者施策を十分な議論なしに変えてしまう、このやり方はとうてい許せるものではないと思います。ここでは、この制度の問題点の中でも、私が特に問題視していることを二つあげてみたいと思います。

費用負担の問題

まず一つめは、受けたサービスにかかる費用負担です。所得保障をするとかしないとか、そういうことが問題なのではなく（もちろん所得保障は必要ですが）、生きていく行為そのこと自体にお金がかかるという考え方は根本的に間違っていると思うのです。トイレに行く、水を飲む、人と話をするなど、健常者であれば当たり前に行っていることにお金がかかるのです。仕事に行って、会社の利用料なんて払っている健常者はいないですよ。誰だって好きこのんで障害を持ったわけではありません。生きていくために健常者が当たり前に行っていることを保障されない国は基本的な人権が尊重されている国とはいえないのではないのでしょうか。

居宅サービスの問題

二つめは居宅サービスについてです。これまで身体介護というサービスと、それよりも単価は安いけれども、重度身体障害者に必要な見守りも含めた日常生活支援のサービスは消費者のニーズによって両方使うことができていました。しかし、十月以降は日常生活支援が重度訪問介護という名称に変わり、それを使う人

は身体介護は使えなくなるかもしれませんが。報酬単価が下がったり、身体介護が使えなくなるといことは、消費者が受けるサービスの柔軟性が損なわれるだけでなく、これまで身体介護のサービスを提供してきた事業所にとっては大打撃です。これまで重度の身体障害を持つ人の介助という大変な仕事を引き受けてきたヘルパーさんたちの給料を下げないと、事業所の経営は成り立ちません。ヘルパーの給料を下げるということは、質の良いヘルパーが集まらなくなることです。

もう一度見直しを

結局、このような制度改革で苦しむのは地域で生活している重度の障害を持つ人なのです。これでは障害者自立支援法で言われている地域生活は成り立たないのです。障害を持つ人が使いやすいサービスを、障害を持つ人の立場に立ってもう一度考え直して頂きたい。また、法律が施行されてしまったからあきらめるのではなく、障害を持つ人も持たない人ももう一度考え直し、訴え続けていかなければならないのではないのでしょうか。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。